

明星大学公的研究費に係る間接経費取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）に基づき、明星大学（以下「本学」という。）における公的研究費の間接経費の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で国又は独立行政法人（以下「機関」という。）から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。
- (2)「直接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴い、研究計画の遂行に直接必要な経費をいう。
- (3)「間接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴い、本学の研究活動の管理・運営等に必要経費として、本学が使用する経費をいう。
- (4)「研究者」とは、公的研究費を得た本学の教職員等をいう。

(間接経費の譲渡)

第3条 研究者は、公的研究費を交付された場合、間接経費を本学に譲渡する旨申し出なければならない。

- 2 間接経費の受入れに係る事務は、連携研究センター（以下「センター」という。）が行う。

(間接経費の使途)

第4条 間接経費は、次の各号に定める事業に充てるものとする。

- (1)本学全体の研究環境の改善及び研究機能の向上
- (2)当該研究者の研究環境の改善
- (3)その他、共通指針の別表1に準ずる内容

- 2 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

(間接経費の管理)

第5条 間接経費の管理は、連携研究センター長（以下「センター長」という。）が行う。

- 2 センター長は、間接経費の執行に係る収支簿を作成し、間接経費を適正に管理しなければならない。
- 3 センター長は必要に応じ、センターが管理する間接経費の執行状況について、学長に報告するものとする。

(間接経費の繰り越し)

第6条 間接経費は、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。ただし、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）による間接経費は、当該補助事業期間内に限り繰り越すことができる。

(研究者による間接経費の執行手続き等)

第7条 研究者は、当該年度に譲渡した間接経費の一部を科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金）に係るものに限り、執行することができる。

- 2 前項に基づき間接経費を執行しようとする研究者は、所定の研究計画を作成し、学長の承認を得なければならない。
- 3 研究者は、別に定める期日までに執行を完了させなければならない。
- 4 間接経費の執行について必要な事項は、別に定める。

(研究者の転出等)

第8条 研究者が他の研究機関等に転出、退職又は当該研究を廃止した場合の取扱いは、本学に公的研究費を交付した機関の定めるとおりとする。

(実績報告)

第9条 学長は、本学に公的研究費を交付した機関から間接経費に係る実績報告書の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、センター長の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年10月11日から施行する。

ただし、第7条第2項については平成25年4月1日より適用する。